



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目次（\*については県例規集掲載事項） (取扱課室名) ページ

○ 告示

|      |                                       |              |   |
|------|---------------------------------------|--------------|---|
| 667  | 指定障害福祉サービス事業者の指定                      | (障害福祉課)..... | 1 |
| 668  | 〃                                     | ( 〃 ).....   | 1 |
| 669  | 指定自立支援医療機関の指定の辞退                      | ( 〃 ).....   | 2 |
| 670  | 指定自立支援医療機関の指定                         | ( 〃 ).....   | 2 |
| 671  | 救急診療所の申出の撤回                           | (医務課).....   | 2 |
| 672  | 救急病院の認定                               | ( 〃 ).....   | 2 |
| 673  | 救急診療所の認定                              | ( 〃 ).....   | 3 |
| *674 | 和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例による区域の変更 | (果樹園芸課)..... | 3 |
| *675 | 〃                                     | ( 〃 ).....   | 3 |
| 676  | 道路の区域変更                               | (道路保全課)..... | 3 |
| 677  | 道路の供用開始                               | ( 〃 ).....   | 4 |

○ 公告

|           |              |   |
|-----------|--------------|---|
| 都市計画の案の縦覧 | (都市政策課)..... | 4 |
|-----------|--------------|---|

## 告 示

和歌山県告示第667号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成30年6月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 事業所番号      | 事業所の名称    | 事業所の所在地        | 障害福祉サービスの種類 | 主たる対象とする障害種別 | 事業者の名称          | 事業者の主たる事務所の所在地 | 指 定年月日   |
|------------|-----------|----------------|-------------|--------------|-----------------|----------------|----------|
| 3011800434 | ホットライン愛の手 | 岩出市北大池117番地の11 | 居宅介護        | 特定なし         | 一般社団法人ホットライン愛の手 | 岩出市北大池117番地の11 | 平成30.6.1 |

和歌山県告示第668号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成30年6月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 障害福祉サービスの種類 | 主たる対象とする障害種別 | 事業者の名称 | 事業者の主たる事務所の所在地 | 指 定年月日 |
|-------|--------|---------|-------------|--------------|--------|----------------|--------|
|       |        |         |             |              |        |                |        |

|                |               |                                |              |      |                 |                                |              |
|----------------|---------------|--------------------------------|--------------|------|-----------------|--------------------------------|--------------|
| 3012250<br>274 | ケアサポートカ<br>タチ | 田辺市稲成町18<br>9-4 第二マル<br>ビシビル2F | 同行援護<br>行動援護 | 特定なし | 株式会社ZENS<br>HIN | 田辺市稲成町18<br>9-4 第二マル<br>ビシビル2F | 平成<br>30.6.1 |
|----------------|---------------|--------------------------------|--------------|------|-----------------|--------------------------------|--------------|

**和歌山県告示第669号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり指定の辞退があったので公示する。

平成30年6月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地    | 主として担当する医師<br>（薬剤師）の氏名又は訪問<br>看護ステーション等の名称 | 辞 退<br>年 月 日  |
|---------|-------------|--|---------------|
| キシダ薬局   | 和歌山市本町二丁目50 | 岸田誠之                                       | 平成<br>30.6.15 |

**和歌山県告示第670号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成30年6月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地       | 主として担当する医師<br>（薬剤師）の氏名又は訪問<br>看護ステーション等の名称 | 指 定<br>年 月 日 |
|---------|----------------|--|--------------|
| サクラ調剤薬局 | 和歌山市満屋字上澤27-10 | 北村泰亨                                       | 平成<br>30.6.1 |

**和歌山県告示第671号**

次の診療所について、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の申出が撤回されたので、同令第2条第2項の規定により告示する。

平成30年6月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 月山チャイルドケアクリニック
- 2 所在地 和歌山市小松原通一丁目3番地
- 3 失効日 平成30年5月31日

**和歌山県告示第672号**

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成30年6月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 医療法人稲穂会稲穂会病院
- 2 所在地 紀の川市粉河756-3
- 3 有効期限 平成33年5月31日

## 和歌山県告示第673号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急診療所として次の診療所を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成30年6月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 月山チャイルドケアクリニック
- 2 所在地 和歌山市秋月482-1
- 3 有効期限 平成33年5月31日

## 和歌山県告示第674号

和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例（平成25年和歌山県条例第16号）第7条第1項に規定する知事が定める県外の区域を次のとおり指定し、平成30年6月8日から施行する。

平成29年和歌山県告示第751号（和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例による区域の変更）は、平成30年6月7日限り廃止する。

平成30年6月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

次の表に掲げる市町村（特別区を含む。）の区域のうち、プラムポックスウイルスの緊急防除に関する省令（平成22年農林水産省令第4号）第2条に規定する防除区域を除いた区域とする。

| 都道府県 | 市町村（特別区を含む。）           |
|------|------------------------|
| 埼玉県  | 飯能市及び入間市               |
| 東京都  | 八王子市、昭島市、福生市、羽村市及び奥多摩町 |
| 滋賀県  | 長浜市                    |
| 兵庫県  | 尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市及び川西市   |
| 奈良県  | 奈良市                    |

## 和歌山県告示第675号

和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例（平成25年和歌山県条例第16号）第7条第1項に規定する知事が定める県外の区域を次のとおり指定し、平成30年7月8日から施行する。

平成25年和歌山県告示第870号（和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例による区域の指定）は、平成30年7月7日限り廃止する。

平成30年6月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

次の表に掲げる市町村（特別区を含む。）の区域のうち、プラムポックスウイルスの緊急防除に関する省令（平成22年農林水産省令第4号）第2条に規定する防除区域を除いた区域とする。

| 都道府県 | 市町村（特別区を含む。）            |
|------|-------------------------|
| 埼玉県  | 所沢市                     |
| 三重県  | 津市                      |
| 大阪府  | 高槻市、八尾市、東大阪市、河南町及び千早赤阪村 |

## 和歌山県告示第676号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年6月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 印南停車場線

| 区 間   | 新旧の別 | 敷 地 の<br>幅 員<br>メートル | 延 長<br>メートル | 備 考 |
|---|------|----------------------|-------------|-----|
| 日高郡印南町大字印南字城之元1750番地先から同町大字印南字城之元1743番1地先まで | 旧    | 3.40<br>}<br>3.80    | 31.00       |     |
| 同上  | 新    | 5.50<br>}<br>5.50    | 31.00       |     |

#### 和歌山県告示第677号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年6月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 印南停車場線

供用開始の区間 日高郡印南町大字印南字城之元1750番地先から同町大字印南字城之元1743番1地先まで

供用開始の期日 平成30年6月8日

## 公 告

#### 都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

平成30年6月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称  
和歌山都市計画道路（3・4・13号貴志琴ノ浦線）
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
変更する部分  
和歌山県和歌山市和歌浦東一丁目、和歌浦東二丁目、和歌浦東四丁目

和歌浦中一丁目、和歌浦中二丁目、和歌浦中三丁目

3 都市計画の案の縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

和歌山市都市建設局都市計画部都市計画課

4 縦覧期間

平成30年6月15日から同月29日まで